

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 22 日現在

機関番号：13801

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2014

課題番号：23530092

研究課題名(和文) アジアにおける消費者契約解消法制の比較法的研究 日・中・韓・台湾・タイを中心に

研究課題名(英文) A international comparative legal study of the right of cancellation of consumer contract in Asia: particularly in Japan, China, Korea, Taiwan and Thailand.

研究代表者

宮下 修一 (MIYASHITA, Shuichi)

静岡大学・法務研究科・教授

研究者番号：80377712

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,700,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、消費者契約解消法制のうち、特に「クーリング・オフ」制度につき、日本・中国・韓国・台湾・タイにおける現地調査をふまえた比較法的研究を通して、その立法のあるべき方向性について検討を行った。特に、わが国において十分な紹介が行われていなかった中国および韓国の法制度について、両国から日本に専門家を招聘して国際セミナーを開催し、わが国の状況と比較をしつつ、各国におけるクーリング・オフ制度の内容と意義を明らかにした。

研究成果の概要(英文)：In this study, we considered a way of future legislation for the right of cancellation of consumer contract, especially "cooling-off" system, based on a international comparative legal study by research in Japan, China, Korea, Taiwan and Thailand. In particular, we have held international seminars with specialists of Chinese and Korean "cooling-off" system. In the seminars, we compared each situations and showed clearly the content and significance of "cooling-off" system of these countries.

研究分野：民法・消費者法

キーワード：民事法学 民法 消費者法 契約解消 クーリング・オフ 契約取消し 契約取消権 契約解除

1. 研究開始当初の背景

(1) 消費者契約の解消をめぐる国内外の近時の立法状況は、文字通り激動の渦に巻き込まれてきた。

(2) まず、国内に目を向けると、2006年には、消費者契約法上の契約取消権の行使が可能な場面等における消費者団体訴訟制度を導入するための改正(その後、景品表示法・特定商取引法に同制度を導入することに伴い2008年にも改正)また2008年には、訪問販売・電話勧誘販売・通信販売についていわゆる「指定商品・指定役務制」を撤廃しクーリング・オフ規定の提供範囲を拡大するとともに、過量販売があった場合の解除権の導入などを図った特定商取引法・割賦販売法の改正が相次いで行われた。また、民法改正をめぐる議論の中でも、消費者契約法に規定されている契約取消権等の内容を民法典に取り込もうとする動きが存在した。

(3) 他方、海外に目を向けると、とりわけヨーロッパの動きはかまびすしい。例えばドイツでは、2001年には債務法現代化により他の消費者関連特別法が民法典に統合された際に、従来は、訪問販売法等の特別法に設けられていた撤回権の規定が民法に取り込まれた。さらにEUでは、2008年の消費者権利指令において消費者撤回権に関する規定の平準化が図られるとともに、ヨーロッパ民法典制定へ向けた動きの中で登場した「共通の参照枠組草案(DCFR)」でも消費者撤回権の規定を民法に設けようとする動きがみられていた。アジアにおいても、同様の制度が存在していた。例えば、クーリング・オフをみると、韓国、台湾、タイでは規定が設けられていたが、契約の取消し等は、民法の一般規定に委ねられている。また、中国には消費者権益保護法が存在するが、製造物責任を念頭に置いたもので、損害賠償の規定はあるものの消費者契約解消のための規定は存在せず、その対応は、民法通則上の一般規定(58条)の解釈に委ねられていた。もっとも、世界屈指の消費大国となった中国でも、同様の規定を導入する動きが経済発展に比例して高まってくると考えられた。さらに、アジア地域における取引のグローバル化が進み、国境を越えた消費者取引も増加する中で、そこで発生する国際的な紛争の迅速かつ簡便で、統一的な解決を図るための法制度の整備を求める要請は、より一段と強まることになろう。

(4) このような消費者契約の解消法制については、欧米に焦点を合わせる形で、わが国との比較法的な検討を議論が続けられてきた(例えば、欧米とわが国とのクーリング・オフ法制に関する比較研究として、河上正二「『クーリング・オフ』についての一考察」法学60巻6号166頁)。しかしながら、アジアに目を向けると、現実には、各国の制度を紹介するもの(例えば、作本直行編『アジアの経済社会開発と法』〔アジア経済研究所〕179頁以下〔松本恒雄〕)あるいは、個別の

国と日本の制度を比較検討するもの(例えば、韓国につき、民法改正研究会『民法改正と世界の民法典』203頁以下〔尹眞秀・河上正二〕)はあるが、近時の立法動向を踏まえたうえで、横断的・総合的な形で比較法的研究を行うものは存在しなかった。これは決して国内にとどまるものではなく、国外においても各国の制度紹介・分析を超える研究はほとんどなかったのが当時の状況であった。

2. 研究の目的

(1) 上記の研究開始当初の背景をふまえて、本研究では、まず、社会的・経済的に密接な関係をもつアジア諸国における国際的な消費者保護法制のあり方を探る手がかりとして、日本と同様に、クーリング・オフ制度などを定めた消費者保護のための法規を有する東アジアの韓国・台湾および東南アジアのタイ、さらに、これらの国々と隣接する国でありながらそうした制度をもたない中国を比較対象としたうえで、それぞれの国における消費者被害の実情と立法や実務の対応状況を横断的・総合的に分析・検討することを第一の目的とした。

(2) さらに、上記の分析・検討をふまえて、消費者取引に関する民事的な救済法理、とりわけクーリング・オフ(解除権・撤回権)および契約取消権を中心とする契約解消法制のあるべき姿を明らかにすることを第二の目的とした。

3. 研究の方法

(1) 研究期間中、研究目的に従い、国内外の調査を行うとともに、調査により収集した情報の整理・分析を実施した。また、海外から各国の研究協力者を招聘して国際セミナー・ミニシンポジウムを開催し、情報交換を行った。これらの成果は、論文の形で公表を続けている。

(2) 研究開始年度にあたる平成23年度は、研究対象である契約解消法制について、日本における立法の運用上の問題点と議論状況をとりまとめるとともに、比較研究対象国のうち中国と韓国をそれぞれ訪問し、研究協力者を含む研究者や法曹実務家に対してヒアリング調査と情報・資料収集を行った。

まず、日本については、研究代表者である宮下が、消費者契約法上の契約取消権や特定商取引法上のクーリング・オフの規定等をめぐる立法動向や議論状況をとりまとめて、論文を公表するという形で、現行制度の問題点と議論状況を明らかにした。

また、中国については研究代表者の宮下と研究分担者の朱が、まず首都であり政治の中心地である北京に、次いで、商業の中心地である上海および急成長を遂げている地方都市である杭州を訪問し、消費者法に精通した研究者や実務家との意見交換を行った。その結果、各都市および中国全体における消費者被害の状況、さらに消費者権益保護法をはじめ

めとする消費者関連法規の運用状況を把握することができた。とりわけ、消費者取引に関する法整備の動きが比較的鈍い中国においても、一部の分野ではクーリング・オフを導入しようという動きがあることが判明した点は、きわめて重要である。

韓国については、研究代表者の宮下と連携研究者の岡が首都で政治・商業の中心地であるソウルを訪問し、消費者法に精通した研究者との意見交換を行った。その結果、韓国における消費者被害の現状を把握するとともに、クーリング・オフをめぐる近時の研究状況に関する情報を入手できた。

(3) 翌平成 24 年度は、中国から消費者撤回権の研究者を招聘して講演会および研究会を開催するとともに、比較研究対象国である 4 つの国・地域のうち、前年度は訪問できなかった台湾とタイを訪問し、研究協力者を含む研究者や消費者法関係の実務に携わる者に対するヒアリング調査を行った。また、日本における消費者契約解消法制の動向についても、引き続き検討を行った。

については、平成 24 年 9 月に、姚海放副教授(中国人民大学)を静岡大学に招聘し、「中国における消費者撤回権と実際の動向」と題する講演をしていただくとともに、研究会において意見交換を行った。その結果、中国では、とりわけインターネット取引や金融取引の分野で、消費者撤回権の立法へ向けた動きが加速的に進んでいる状況が明らかとなった。姚副教授の報告原稿とそれを受けた宮下の解題を兼ねた論文は、静岡法務雑誌 5 号に掲載されている。

については、平成 24 年 9 月に宮下と朱が台湾を訪れ、台湾大学および台湾消費者保護処においてヒアリング調査を行い、消費者保護法に規定されている撤回権の大幅な改正へ向けた議論状況を確認した。また、平成 25 年 2 月には、宮下と西澤がタイを訪れ、チュラロンコーン大学および消費者のための財団においてヒアリング調査を行い、直接販売法に規定されている解除権が実効性をもつ形で利用されていない現状を確認した。

については、とりわけ、現行法上はあくまで行為規制ルールにとどまっている適合性原則違反について、消費者の救済にとってより実効性をもたせるために、契約取消権の導入へ向けた立法提案などを行った。具体的な研究成果については、雑誌等で公表した。

(4) 平成 25 年度は、前々年度および前年度の調査をふまえ、研究業績のとりまとめに向けた準備とこれまでの成果の発表を行った。

研究代表者の宮下は、研究分担者の朱の協力を得て台湾調査で判明したクーリング・オフに関する立法の動向について、論文の形で紹介した。また、中国については研究分担者の朱が、タイについては同じく研究分担者の西澤が、引き続き情報収集・分析に努めた。韓国については、前々年度の調査をふまえ、専門家を招聘して消費者契約解消法制のあ

るべき姿を議論するためのシンポジウムを企画したが、日程の折り合いがつかず、やむを得ず研究実施期間を延長して翌年度に実施することにした。

(5) 平成 26 年度は、国際セミナーの開催に向けて準備を進め、平成 26 年 11 月に、静岡労政会館において、「日韓消費者法・高齢者法国際セミナー」を開催した。本セミナーでは、韓国から招聘した消費者法・高齢者法の専門家である尹泰永副教授(亞洲大学校)、金聖天先任研究委員(韓国消費者院)、朴仁煥教授(仁荷大学校)の講演を受けて、日本法・中国法の専門家からそれぞれコメントをいただき、その後各地から集まった研究者・実務家を含めて会場全体で意見交換を行った。とりわけ講演の中で金先任研究委員から、わが国では紹介があまりなされてこなかった韓国のクーリング・オフ(請約撤回)制度について、きわめて詳細な紹介・分析がなされた。なお、本セミナーの開催までの経緯や当日の状況、さらに当日の講演の内容については、静岡法務雑誌 7 号に特集として掲載した。

4. 研究成果

足かけ 4 年にわたった本研究では、中国・韓国・台湾・タイにおける現地調査を当初の予定通り実施した。また、申請額が減額された関係で上記のすべての国・地域からというわけにはいかなかったが、クーリング・オフについてまさに法制度が整備されつつある中国、また日本よりもふみこんだ内容の法制度をもつ韓国から専門家を招聘し、2 回にわたって国際セミナーを実施した。以上の研究によって得られた成果については、逐次論文の形で公表している。

上記の点をふまえると、当初の研究目的はおおむね達成できたものと考えている。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 27 件)

宮下修一、日韓消費者法・高齢者法国際セミナー」の開催にあたって、静岡法務雑誌、査読有、7 号、2015、59-62

宮下修一、保証とは何か、法学セミナー、査読無、686 号、2014、10-14

宮下修一、アジアにおける消費者撤回権制度の比較法的研究 台湾におけるヒアリング調査から、名古屋大学法政論集、査読無、255 号、2013、883-910

宮下修一、説明義務違反と適合性原則、潮見佳男=片木晴彦編『民・商法の溝を読む(別冊法学セミナー 新・総合特集シリーズ no. 4)』(日本評論社) 査読無、単行本、2013、141-149

宮下修一、アジアにおける消費者撤回権の比較法的研究の意義 姚海放副教授

の論文の解題を兼ねて、静岡法務雑誌、
査読無、5号、2013、37-45
姚海放（朱擘訳）、中国における消費者
撤回権と実際の動向、静岡法務雑誌、査
読無、5号、2013、47-62
宮下修二、適合性原則違反の判断基準と
その精緻化、松浦好治＝松川正毅＝千葉
恵美子編『市民法の新たな挑戦（加賀山
茂先生還暦記念）』、査読無、記念論文集、
2013、115-147
宮下修二、消費者契約法における「消費
者性」の判断基準、民事研修、査読無、
668号、2012、2-11
宮下修二、適合性原則と民事責任（2・
完）、国民生活研究、査読有、52巻2号、
2012、34-55
宮下修二、適合性原則と民事責任（1）、
国民生活研究、査読有、52巻1号、2012、
1-19
宮下修二、消費者契約と媒介 消費者契
約法5条の意義、静岡大学法政研究、査
読無、16巻1＝2＝3＝4号、2012、220-178
（横書き）
宮下修二、消費者契約法をめぐる裁判例
の動向、現代消費者法、査読無、14号、
2011、4-13
宮下修二、契約の締結における情報提供、
法律時報、査読無、83巻8号、2011、9-14

〔学会発表〕（計5件）

宮下修二、最近の重要な消費者・クレジ
ット判例を学ぶ（招待講演）東京弁護
士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護
士会クレサラ事件処理研修会、2013年9
月2日、弁護士会館クレオ（東京都）
宮下修二、適合性原則と説明義務の判断
基準の精緻化（招待講演）第68回先物
取引被害全国研究会、2012年11月9日、
ツインメッセ静岡（静岡市）

〔図書〕（計0件）

〔産業財産権〕

出願状況（計0件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況（計0件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：

出願年月日：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等
特になし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

宮下 修一（MIYASHITA, Shuichi）
静岡大学・大学院法務研究科・教授
研究者番号： 80377712

(2) 研究分担者

朱 擘 （ZHU, Ye）
静岡大学・大学院法務研究科・准教授
研究者番号： 30435945

西澤 希久男（NISHIZAWA, Kikuo）
関西大学・政策創造学部・教授
研究者番号： 50390290

(3) 連携研究者

岡 孝 （OKA, Takashi）
学習院大学・法学部・教授
研究者番号： 10125081